

平成 30 年度 スクラッチカード発行事業 参加店募集要項

1. 目的

市内中小規模事業者においては、消費税率の引き上げによる消費需要の減退、消費者の節約志向等により景気回復を実感するまでには至っていない状況が続いております。わずかでも、このような状況の改善に向け、消費活動に弾みをつけ、活性化を促し、市内商工業者の販売促進の一助とすることを目的とする事業です。

2. 事業実施期間（スクラッチカード配付期間・当たり券使用期間）

平成 30 年 11 月 1 日（木）～12 月 10 日（月）

3. スクラッチカード

名 称：セッピースクラッチ

発行枚数：最大 8 万枚（基本 1 店舗あたり 280 枚＋追加購入可能）

※基本枚数は、参加店数によって変動する場合がございます。

▼追加購入について

1 セット 100 枚 1,000 円で購入できます。

1 セットには、当選確率と同様の割合で当たり券が含まれています。

※数に限りがありますので、ご希望に添えない場合があります。

<追加購入のタイミング>

- ・事前購入：あらかじめ事前に購入できます。申請書に追加購入数をご記入下さい。
- ・途中購入：実施期間中の追加購入期間内（11 月 1 日～11 月 16 日）のみ追加購入できます。
※お支払方法等は、後日個別に通知させていただきます。

還元総額：約 480 万円

※別途特別賞（詳細は「別紙 1」をご覧ください。）

金券内訳：300 円券×13,000 枚

配付方法：商品購入または、1 回の飲食・サービスを受けたお客様に対して、500 円ごとに 1 枚スクラッチカードを配付。（1 回の支払につき 5 枚まで）
スクラッチ部分を削り、当選金額が出たら、次回より金額相当の金券として利用できます。

※市外にお住まいの方でも、スクラッチカードの配付・利用ができます。

つ り 銭：出ません。

※**当たり券の利用ができないもの**

- ① 換金性の高いもの（商品券・ビール券・お米券・図書カード・ギフト券などの各種商品券・切手・印紙・プリペイドカードなど）
- ② 国や地方公共団体への支払
- ③ タバコなど法律により値引き販売が禁止されているもの
- ④ 性風俗関連特殊営業に係るもの

4. 参加店登録について

- 要件**
- ① 市内に立地する小規模事業所（物販、飲食、一部サービス業）
 - ② 誓約書を遵守する事業所

登録方法 参加店申請書、参加店誓約書に必要事項を記入し、申込期間内に摂津市産業振興課まで提出して下さい。（FAX：06-6319-5068）

募集期間 平成 30 年 7 月 1 日（日）～平成 30 年 7 月 31 日（火）

5. はずれ券サービスについて ※詳細は、「別紙 2」をご覧ください。

はずれ券を活用したサービスを実施していただける店舗を募集します。

実施いただける店舗については、ガイドブックにて写真入りでお店の紹介を掲載予定です。

この機会に、ぜひ顧客・リピーター確保につながる積極的な取組をお願いいたします。

募集期間 平成 30 年 7 月 1 日（日）～平成 30 年 7 月 31 日（火）

◆活用事例（平成 29 年度）

①割引・キャッシュバック

はずれ券 5 枚で 100 円割引

はずれ券 5 枚で 10%引

②プレゼント

はずれ券 5 枚で生ビール 1 杯無料

はずれ券 5 枚でクッキー 1 袋無料

③サービス

はずれ券 5 枚でシャンプー無料サービス

はずれ券 5 枚でコーヒー 1 杯サービス

※自店舗発行のはずれ券のみの取扱いはできません。

ただし、「当店で施術を受けられた方」「当店で買い物された方」などの取扱いは可能です。

6. 換金手続きについて

換金方法：申請書、請求書、当たり券を貼付した換金台帳を摂津市産業振興課に提出。

換金スケジュール：

換金申請日	入金予定日
平成 30 年 12 月 11 日～12 月 14 日	平成 30 年 12 月 27 日頃
平成 30 年 12 月 17 日～12 月 27 日	平成 31 年 1 月 17 日頃

※上記の日程は予定の為、変更となる可能性があります。最終のスケジュールにつきましては後日配布します「参加店取扱マニュアル」にて必ずご確認ください。

※スクラッチカードの換金について、上記、換金申請日の最終日（12 月 27 日）を過ぎますと、一切換金できませんのでご注意ください。

換金手数料：無料

7. 注意事項

下記の行為は固く禁じます。

- ①参加店に割り当てられたスクラッチカードを削り、自店舗で使用されたかのように偽り換金する行為
- ②利用された当たり券を換金しないで、他の参加店で利用する行為
- ③その他、公序良俗に反する不適切な行為

※上記の禁止事項に違反した場合は、換金の拒否、参加登録店の取り消し、参加店名の公表、損害賠償等の法的措置や刑法 246 条詐欺罪で警察への通告などの処置を行います。

○お問合せ先

摂津市市民生活部産業振興課商工労政係

TEL：06-6383-1362（直通）

FAX：06-6319-5068

(別紙 1)

セッピスクラッチカード特別賞について

今年の特別賞は、従来の「景品（A～E 賞）当選方式」を変更します。

市内参加店を地区ごとに全 4 地区に分け、そのうち 2 地区でお買い物をされ、スクラッチカードを削って出る「セッピマーク」を集めた方に対し、抽選によって市内取扱店（※別途募集）で使用できる商品券を特別賞として発行します！



これにより、さらなる市内商業活性化・消費喚起が期待されます。

普段の生活圏以外での消費を喚起し、新規顧客確保、店舗 PR につなげることができます。

(1) 発行内容

- ①発行数：200 セット（500 円券×6 枚綴り）
- ②還元総額：600,000 円

(2) 取扱店舗の募集について（予告）

セッピスクラッチ参加店舗のうち、特別賞の趣旨に賛同し、売上拡大や新規顧客確保、店舗 PR に活用したいと考える店舗を募集させていただきます。

※後日、取扱店募集の案内をさせていただきます。

(別紙2)

はずれ券サービスについて

今回、スクラッチカード最大 8 万枚のうち、はずれ券約 4 万 4 千枚 (2 枚に 1 枚) が理論上存在。



お客様に対してはずれ券サービスを活用して顧客・リピーター確保につながる積極的な取組をお願いいたします。

◆活用事例 (平成 29 年度)

①割引・キャッシュバック

はずれ券 5 枚で 100 円割引

はずれ券 5 枚で 10%引

②プレゼント

はずれ券 5 枚で生ビール 1 杯無料

はずれ券 5 枚でクッキー 1 袋無料

③サービス

はずれ券 5 枚でシャンプー無料サービス

はずれ券 5 枚でコーヒー 1 杯サービス



29 年度ガイドブック掲載例

※自店舗発行のはずれ券のみの取扱いはできません。

ただし、「当店で施術を受けられた方」「当店でのお買い物された方」などの取扱いは可能です。

※実施いただける店舗については、ガイドブックにて写真入りでお店の紹介を掲載予定です。

●写真掲載について

「参加店申請書」にて ①メール送付 又は ②職員による写真撮影のどちらかを選択ください。

※昨年度実施店舗で昨年度掲載写真をそのまま今年度も掲載を希望される場合は、「参加店申請書」ガイドブック掲載写真について「変更なし」を選択ください。

①メール送付

件名に「店舗名」をご記入のうえ、写真を添付いただき、下記アドレスに送付をお願いします。

写真送付先 : sangyou@city.settsu.osaka.jp

送付期限 : 7 月 31 日 (火) まで

②職員による写真撮影

個別にご連絡させていただきます。日程調整させていただき、後日写真を撮りに伺います。